学校安全にかかる幼保連携型認定こども園の設置者の義務

幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、その設置する認定こども園において、事故・加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（法第26条より）

- 学校安全計画の策定（法第27条）
  - 施設及び設備の安全点検
  - 通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導
  - 職員の研修その他安全に関する事項
- 学校環境の安全の確保（法第28条）

  → 園長は、施設又は設備について施設又は設備について、安全確保を図る上で支障があると認めた場合は、遅滞なく改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、その旨を設置者に申し出るものとする。
- 危険発生時対処要領の作成等（法第29条）
- 地域の関係機関・団体等との連携（法第30条）